

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [労組法上の労働組合 \(3\)](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

## 労組法上の労働組合（3）

使用者の経費援助を受けている労働組合

労組法2条但書2号は、「団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの」は、労組法上の労働組合に該当しないと定めている。

ただし、「労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではない」且つ「厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄付及び最小限の広さの事務所の供与を除くもの」としている。

この規定は、使用者の経費援助を受けている労働組合は、組合としての自主性を欠いているとするものだが、実際には、労働組合と会社との闘いにおいて勝ちとられた経費援助の例は数多くある。

問題は、それによって、労働組合の自主性が損なわれているか否かである。

逆説的に言えば、そんな労働組合ほど、会社との交渉において強いともいえる。

自主性の存否の判断は、あくまで実質的に判断すべきである。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録****お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's広場](#)[関連リンク](#)